

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律要綱

第一 統計法の一部改正

一 責務等規定等の新設等

1 行政機関等の責務等（第三条の二関係）

(一) 行政機関等は、統計法（平成十九年法律第五十三号）第三条の基本理念にのっとり、公的統計を作成する責務を有するものとする。

(二) 公的統計を作成する行政機関等は、情報の提供その他の活動を通じて、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることに関し国民の理解を深めるとともに、公的統計の作成に関し当該公的統計を作成する行政機関等以外の行政機関等その他の関係者等の協力を得るよう努めなければならないものとする。

(三) 基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者等は、当該基幹統計を作成する行政機関の長から必要な資料の提供、調査、報告その他の協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めなければならないものとする。

2 協力の要請（第二十九条から第三十一条まで関係）

(一) 行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより統計調査以外の統計を作成するための調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認める場合においても、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができるものとする。

(二) 行政機関の長は、統計法第二十九条第二項又は第三十条第一項の規定による求めを行った場合において、他の行政機関の長又は被要請者の協力を得られなかったときは、総務大臣に対し、その旨を通知するものとするものとし、総務大臣は、当該通知があつた場合において、基幹統計調査を円滑に行うためその他基幹統計を作成するため必要があると認めるときは、当該基幹統計を作成する行政機関以外の行政機関の長その他の関係者等に対し、当該基幹統計を作成する行政機関の長への協力を行うよう求めることができるものとする。

二 事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大

1 情報の提供を受けることができる調査の範囲等の拡大（第二十七条関係）

総務大臣が整備する事業所母集団データベースに記録されている情報について、提供を受けることができる対象を全ての行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等とし、事業所に関する統計調査の対象の抽出等を目的とする場合に加えて、統計調査以外の事業所に関する統計を作成するための調査の対象の抽出を目的とする場合にも提供を受けることができるものとする。

2 1において提供を受けた情報について、当該情報の提供を受けた者は、適正に管理するために必要な措置を講じること等の情報保護を図るものとする。 (第三十九条及び第四十一条関係)

三 調査票情報の提供対象の拡大

1 調査票情報等の提供等に関する公表及び提供を受けた調査票情報等を利用して作成した統計等の提出 (第三十三条関係)

(一) 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査の調査票情報を、行政機関等その他これに準ずる者が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者からの求めに応じ、これらの者に提供したときは、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称、提供した調査票情報に係る統計調査の名称等を公表しなければならないものとする。

(二) (一)の調査票情報の提供を受けた者は、当該調査票情報を利用して統計の作成等を行ったときは、遅滞なく、作成した統計等を当該調査票情報を提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等に提出しなければならないものとする。

(三) 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、(二)の統計等が提出されたときは、調査票情報の提供を受けた者の氏名又は名称、提供した調査票情報に係る統計調査の名称、当該統計等又はその概要等を公表するものとする。

2 相当の公益性を有する統計の作成等を行う者への調査票情報の提供（第三十三条の二関係）

(一) 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、統計法第三十三条の規定により調査票情報を提供できる者に加え、一般からの求めに応じ、その行った統計調査の調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等を行う者にも提供することができるものとする。

(二) (一)の調査票情報の提供を行った行政機関の長又は指定独立行政法人等について、1(一)及び1(三)の手続を準用するものとする。

(三) (一)の調査票情報の提供を受けた者について、1(二)の手續を準用するものとする。

3 委託による統計の作成等（第三十四条関係）

(一) 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、一般からの委託に応じ、その行った統計調査の調査票情報を利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の調査票情報を利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等を行うことができるものとする。

(二) 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、(一)の統計の作成等を行うこととしたときは、統計の作成等の委託をした者の氏名又は名称、統計の作成等に利用する調査票情報に係る統計調査の名称等を公表するものとともに、(一)の統計の作成等を行ったときは、行うこととしたときの公表事項のほか、当該統計等又はその概要等を公表するものとする。

4 匿名データの提供（第三十六条関係）

(一) 行政機関の長又は指定独立行政法人等は、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して作成した匿名データを、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等を行う者に提供すること

ができるものとする。

(二) (一)の匿名データを提供した行政機関の長又は指定独立行政法人等について、1(一)及び1(三)の手続を準用するものとする。

(三) (一)の匿名データの提供を受けた者について、1(二)の手続を準用するものとする。

5 事務の委託（第三十七条関係）

行政機関の長又は指定独立行政法人等が、3(一)又は4(一)に基づき行う事務の全部を委託するときは、独立行政法人統計センターに委託しなければならないものとともに、全部を委託するときと同様に取扱いすべき事務として2(一)に基づき行う事務を追加するものとする。

6 手数料（第三十八条関係）

2(一)の調査票情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納めなければならないものとともに、行政機関の長が、5の独立行政法人統計センターへの事務の全部の委託を行う場合は、手数料を当該センターに納めなければならないものとする。

7 調査票情報の提供を受けた者による適正な管理等（第四十二条及び第四十三条関係）

2 (一)において提供された調査票情報について、当該情報の提供を受けた者は、適正に管理するために必要な措置を講じること等の情報保護を図るものとする。

四 統計委員会の機能強化

1 基本計画の実施状況についての勧告（第四条第七項及び第八項関係）

統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるとするとともに、総務大臣又は関係行政機関の長は、勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないものとする。

2 統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項の調査審議（第四十五条関係）

統計委員会の所掌事務に、総務大臣の諮問に応じて統計及び統計制度の発達及び改善に関する基本的事項を調査審議すること並びに当該事項に関して総務大臣に意見を述べることを追加するものとする。

3 統計委員会の意見の聴取が必要な政省令（第四十五条の二関係）

政令の制定若しくは改廃の立案又は省令の制定若しくは改廃に当たり、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならない政省令を定めるものとする。

4 幹事の設置（第四十九条の二関係）

統計委員会に、委員等を補佐する非常勤の幹事を置き、幹事は総務省及び関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命するものとする。

五 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第二 独立行政法人統計センター法の一部改正

一 独立行政法人統計センターの業務に、国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて、統計調査を実施することを追加するものとともに、第一の三五に伴う所要の規定を設けるものとする。

第十条関係）

二 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第三 附則

一 施行期日（附則第一条関係）

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 経過措置等（附則第二条から第七条まで関係）

この法律の施行に伴う所要の経過措置等について定めるものとする。